

具体的方策の検討等

取組名	取組内容	主な意見（要旨）	実施上の検討事項・課題等
1 事務局から（既に実施している取組を含む）			
(1) 臨床心理士による個別事案の分析	わいせつ事案の行為者に対し、臨床心理士による面談（ヒアリング）を実施し、不祥事に至る背景、経緯等を聴取し、専門的な見地から原因分析、再発防止対策等について報告を受け、今後の取組に反映する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性癖等を抱えている教職員がいることもあるため、面接、心理分析は、臨床心理士だけでは難しい。精神科医の面接も必須。 ○ 個別事案の分析では、複数の多角的な視点が必要。男性女性はもとより、外部の専門家などの視点が必要。 ○ 臨床心理士による個別事案の分析は、非常に大切。ただし、面談のタイミング、やり方については十分な配慮が必要。 ○ 面談が、行為者の処分等に影響を与えぬよう、事務局が聞き取った内容をもとに調査し、必要があれば、臨床心理士による追加の聞き取りを行う方法が良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適任者の確保 ○ 行為者の同意・配慮（実施時期、実施方法等） ○ 面談結果を踏まえた具体の再発防止策の検討
(2) 同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実（令和3年1月から実施）	初任者等による適切な児童・生徒支援の確保とともに、職務上の課題の抱え込みなどを防ぐため、各学校で実践している取組例を参考に、初任者指導員や管理職が連携し、組織的な支援・相談体制の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校内での取組も必要であるが、学校間、自校の外の教職員との情報共有も重要。 ○ 例えば、アルコール依存症や薬物依存症の人は、医師や家族などその人を信じて応援してくれる人の数だけ、再犯率が下がる。周りにどれだけサポートしてくれる者がいるかが、抑止につながる。 	○ 当該校の内外での情報共有等も重要であり、学校間での連携体制を併せて検討
(3) 教職員の私物端末（スマートフォン等）の適切な取扱いの徹底（令和3年1月から実施）	校外における盗撮等、教職員の私物端末による行為を防止するため、緊急対応等やむを得ない場合を除き、教職員の私物端末で児童・生徒を撮影することを禁止する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校内での撮影は、児童・生徒、教職員を問わず、校長は施設管理者として一切禁止とし、例外的に撮影を許可することが望ましい。 ○ 教職員の私物端末での撮影は禁止とし、学校行事等では、学校に備えてある機器で撮影をすることが望ましい。 ○ 児童・生徒に対しても、他人を撮影することが、なぜいけないのかということを教える教育が必要。 	○ 教職員及び児童・生徒に対し、他人を撮影してはいけない理由等について理解を徹底
(4) 公用携帯電話の貸与	すべての教職員に公用携帯（スマートフォン、携帯電話等）を貸与し、勤務時間中の教育活動における携帯の利用、業務上の連絡等については、手段を公用のものに限定する。 教職員による不祥事が発生した場合には、公用携帯を提出させ、速やかな証拠保存が可能となる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒が在籍する昼間に、公用携帯で生徒とやりとりをすることはしない。 ○ 公用携帯がなくても、学校の教育活動はできるのであるから、あえて、公用携帯を貸与する必要性はなく、むしろ逆効果になる。 ○ 公用携帯を貸与し、私物端末を職員室等で一括管理したとしても、複数の私物端末を持たれてしまっただけでは意味がない。むしろ、撮影禁止などのルールをきちんと設定していくことが重要である。 ○ 夜間等に緊急事態に対応することを目的に校長に貸与するのであれば理解できるが、わいせつ事案の防止に効果は期待できない。 	○ わいせつ事案防止の効果は期待できない。
(5) 教育長メッセージ（令和3年1月から実施）	教職員一人ひとりが、不祥事防止の主体であることについて、教育長のメッセージを全教職員に対し、一人1台パソコンを通じて発信する。	○ 特になし。	○ わいせつ事案防止に対する危機感をすべての教職員が共有するため、視聴人数、視聴方法等の実態を継続的に把握
(6) 県・市町村教育委員会不祥事防止協議会（令和2年7月から実施）	不祥事の実態や実効性のある取組等について情報共有等を実施する。また、重大な事案が発生すれば、この協議会を通じて、再発防止対策等に係る取組の徹底を周知する。	○ 特になし。	○ 定期的な開催と市町村教育委員会における不祥事防止対策の取組促進
(7) 教員採用試験の工夫・改善	教員採用試験の面接員に臨床心理士等を加え、受験者との質疑を通じて、教員としての業務適性等を専門的知見から評価する。	（今回検討事項）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 面接員の確保 ○ 臨床心理士による質問内容の検討
(8) 性被害の深刻な実態について理解を深める研修等の実施	性被害の実態、被害者が受ける深刻な影響、加害者の心境等について、教職員が理解を深めることができるよう、階層別研修等に、関係団体等からの講演などを加える。	（今回検討事項）	○ 研修計画の策定等

取組名	取組内容	主な意見（要旨）	実施上の検討事項・課題等
2 委員からの意見			
(1) 映像による充実した研修資料の活用	運転免許講習に利用されている映像資料のように、リアリティのある教材により、教職員によるわいせつ事案が、どのように本人、家族、学校の同僚を傷つけるものか分かる内容の資料を作成、活用する。（若手教員、ベテラン教員など各階層に応じた内容であればなお良い。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 映像は非常に情報量が多いので、不祥事防止研修に大いに利用した方がよいが、警察が使っているような事故の危険性を周知するものではなく、場面ごとに適切な教育相談、指導のあり方を具体的に示すものを作る必要がある。 ○ 映像は非常に効果があるが、危険性を訴えても、教職員によっては、生徒との関係性をより強めるなどの方向に動く可能性も考えられ、映像の内容には十分な注意が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場にマッチした具体的な場面とすること
(2) （教職員が自己採点（振り返り）のできる）「自分を見つめるチェックシート」の活用	わいせつ事案について、専門家による分析・意見を踏まえ、自己に問いかけ、考えさせる内容のチェックシートを作成し、活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ チェックリストでは、自分で判断して、自分の行動を改めることになるが、わいせつ事案は、それができない人が起こすからチェックリストの内容の精査が大事。 ○ チェックリストの意義は、ある要因を持つ人を事前にチェックすることにあるが、実際にチェックするのは、なかなか難しい。しかし、全くやらなくてよいものではなく、防止につながる取組であれば実施していくべき。 ○ 大切なことは、自分でチェックして自分で認識することであり、併せて、教職員が心理面で相談できる環境も必要。 ○ 実施する場合は、人事権をもつ校長が見ることは望ましくなく、限られた中立な人だけが確認する形でないとならない。 ○ また、実施の際には、個人が特定されないように、慎重な配慮が必要。 ○ 無記名で実施し、アラートが出た場合には、特定の教職員に対してではなく、当該学校全体に対し必要な研修を追加するといった方法が良い。個別対応は難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人的な資質について、客観的に分析できるチェック項目の検討 ○ 人権的な配慮とともに、チェック結果のフィードバックなど、実効性のある実施方法の検討 ○ 専門機関によるカウンセリングの実施など、チェック実施後のフォロー体制の検討
(3) 教育相談、指導における三者関係のルール化	児童・生徒に対する教育相談、指導は、教職員と児童・生徒という二者関係を避け、三者関係とするルールを徹底する。 学校における教育相談等では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家との協働を基本とする仕組みを作る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒の心の問題に関する教育相談、指導については、スクールカウンセラーを含む三者で対応することをルール化することで、転移（相談を受ける教職員が児童・生徒に恋愛感情を持つこと）等の問題を防げるのではないかと。 ○ 児童・生徒と相談等をして終わりではなく、要点を記録し、教職員間で情報共有することで、抑止力につながる。 ○ 小中高で学校の運営組織が異なるため、その実態に応じたルールを構築していくことが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校種ごとに異なる相談体制の実態把握 ○ 教育相談、指導の内容等の記録と教職員間での情報共有
(4) 教職員の倫理意識向上（犯罪対策の準用、深化）	教職員としての倫理規程を策定し、教職員としての自覚、教育の専門家であるという意識を高め、教職員としてのアイデンティティを確立させることで、性癖など個人の資質によるわいせつ事案の防止につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性格や性癖は理論的には治せるが、実際どう治すかは方法が難しい。 ○ 個人の資質による事案を防止するためには、人間性、教職員としての専門性を意識化して、専門家らしい仕事をするのが、邪心の抑止力につながる。 ○ 教職員は教える専門家である。医師、弁護士等の専門家のように倫理規程をもち、必ず定期的に「自分たちはどのような専門家なのか」を研修等で徹底する。教職員の倫理規程を確立した上で徹底し、プロとしてのアイデンティティを確立する必要がある。 ○ 残念ながら「教員とはこういう人です、子どもはどのように扱い、こういう仕事をするのが教員という専門職である」という研修がない。 ○ 倫理を教職員一人ひとりにどのように内面化させていくかが課題。 ○ わいせつ事案について、人権を守る、子どもの権利を守るというのが教員の仕事であると内面化させていく手立てが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倫理規程の内容の検討・整理 ○ 倫理規程を内面化させるための研修内容の検討及び具体的な研修計画の策定
(5) 児童・生徒に対する心理教育（性的被害の理解促進）	児童・生徒に対して、性的被害についての認識を深め、自分の人権を守る意識を醸成する教育が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 何がセクハラやパワハラなのか、それは人間が本来されてはいけないことであるという認識を高める教育が必要である。 ○ 今までの性教育とは違った、自分の人権を守るという視点での取組を県として小学校から高校まで成長に合わせた形で作っていくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒の発達段階に応じて伝える内容やタイミングの検討
(6) 教職員の理性を保ち、高めるための方策	(今回検討事項)・別紙	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性格や性癖は理論的には治せるが、実際どう治すかは方法が難しい。 ○ わいせつ行為を行う人には、もともと性癖を持っている人と、ストレスがかかった場合に転がり落ちてしまう人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な方策の検討
(7) 行動化を言語化させるための方策	(今回検討事項)・別紙	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内面に性癖等を持っていたとしても、わいせつ行為として行動化しなければ問題にはならない。行動化させないためには、教職員の悩みやストレスを言語化（例えば何でストレスを抱えているか口に出して言うこと。）し、孤立させないことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な方策の検討